

難民食料支援学習会のご案内

2021. 5. 22 発行

あわせて開催
緊急食料支援
第2弾

主催団体： NPO 法人 名古屋難民支援室
NPO 法人 地域と協同の研究センター
アジア・ボランティア・ネットワーク東海
協力団体： 生活協同組合コープあいち

名古屋の入管に收容されていた難民申請中の方々（ミャンマー・ウガンダ・スリランカなど世界各国から日本に逃れて来ています）が、コロナウイルス感染拡大防止で3密を避けるために仮放免されて困っています。住むところもなく、働くこともできないので、支援者に頼るしかない状況です。NPO法人 名古屋難民支援室 からの要請を受けて、私たちは4月、緊急食料支援に取り組みました。食料120品目、247点、寄付金35,233円が寄せられました。ご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。



この支援に取り組む中で、私たちはいろいろなことを学びました。でも、まだまだ難民について知らないことが多い、今、注目されている入管法のことをもっと知りたいなどと話し合いました。名古屋入管で亡くなられたスリランカ女性ウィシュマさんのことはたいへん衝撃的で悲しいできごとでしたが、入管法改悪が阻止できたことは大きな希望につながります。

さて、「なぜ今緊急食料支援が必要なのか」について、学び、考え、語り合う機会としてオンライン・会場参加併用で学習会を開催します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場参加は定員を設けます。3～4人で交流するグループディスカッションを予定していますが、「聞くだけ参加」の方も歓迎です。お気軽にご参加ください。市民として何ができるのか、一緒に考えましょう。

日時： 6月19日（土）10時～12時



会場： 生協生活文化会館（名古屋市千種区）定員30名
豊橋生協会館（豊橋市牟呂町） 定員 20名
オンライン 定員 なし

参加費 無料（食料品・現金の寄付を募ります）

お申し込み・お問い合わせはコチラへ（地域と協同の研究センター 平日10時～17時）

電話 052-781-8280

FAX 052-781-8315

e-mail AEL03416@nifty.com

お伝えいただくこと

お名前・ご所属（あれば）

参加方法 会場（名古屋・豊橋）

オンライン グループディスカッション参加

オンライン 聞くだけ参加

オンライン参加希望の方はメールアドレス

学習会の内容（予定）

- ①あいさつ
学習会の目的説明
- ②食料支援の報告
- ③難民とは（難民の事例紹介）
- ④質疑 ⑤クロージング

右のQRコードからも
お申し込みいただけます。



緊急食料支援 第2弾 開催

※当日、学習会会場にお持ちください。

●集める食品にはお守りいただきたい条件があります。

- ・包装や外装が破損していないもの
- ・生鮮食品以外のもの
- ・未開封のもの
- ・賞味期限が明記されており、またそれが一ヶ月以上先のもの

●以下のような食品が特に喜ばれます。

- ・お米(白米)・パスタ・カップ麺・乾麺
- ・調味料(食用油、醤油、砂糖等)
- ・缶詰(肉、魚、野菜、くだもの等)
- ・レトルト食品(カレー・スープ・惣菜等)
- ・コーヒー、お茶などの嗜好品

お寄せいただいた支援物資は、責任を持って、NPO法人 名古屋難民支援室・難民申請中の方、難民認定された方へ届けます。

宗教上の理由等から、動物性のもの(エキスも含めて)が摂取できない方もおられます。お送りするときには配慮をしています。

難民ってどういう人なの？

難民とは、生命や自由が脅かされているため、やむを得ず母国を逃れ、他国に保護を求める人々です。

下の4つの条件を満たす場合、難民条約(日本は1981年に加入)で難民として保護されることが決められています。

1. 出身国の外にいる。
2. 迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有する。
3. その恐怖は、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。
4. 出身国の保護を受けることができない、又は上記のような恐怖を有するためにそれを望まない。

日本は、難民条約に加入しているにも関わらず、他のG7諸国に比べて圧倒的に難民認定者が少ない現状があります。<名古屋難民支援室ホームページより>



【名古屋難民支援室とは】

東海地域に暮らす難民や難民申請者が、法的に保護され、安定して自立した生活を送れるよう支援する団体です。事業の三本柱は ①難民や難民申請者への支援事業 ②難民についての理解を促進する事業 ③支援者とのネットワークを構築する事業 です。

難民条約により、迫害を受けている人を本国へは送り返せないため、日本政府は収容施設に收容します。収容施設は密集しているため、コロナ禍で多くの方が仮放免されていますが、保障は何もありません。就労もできず、保険もないため、支援者がいないと生活できない状況だそうです。NPO 名古屋難民支援室には、年間約100名の新規相談と約1,000件の継続相談が寄せられています。

<メモ> 6月20日は「世界難民の日」 UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)ホームページより
2000年12月4日、国連総会で、毎年6月20日を「世界難民の日」(World Refugee Day)とすることが決議されました。この日は、従来はOAU(アフリカ統一機構)難民条約の発効を記念する「アフリカ難民の日」(Africa Refugee Day)でした。難民の保護と援助に対する世界的な関心を高め、UNHCRを含む国連機関やNGOによる活動に理解と支援を深める日にするため、「世界難民の日」として制定されました。